

梅木紀秀議員	日本共産党	1ページ
太田勝祐議員	日本共産党	8ページ
高橋昭三議員	日本共産党	13ページ
高屋直志	(自民党)	19ページ
前波健史	(自民党)	19ページ
酒井国生	(自民党)	20ページ
北岡千はる	(民主・府連)	21ページ
梅原勲	(自民党)	22ページ

- 梅木紀秀府議が行った一般質問と答弁をご紹介します。

**梅木 紀秀** (日本共産党・左京区) 2000・12・7

## 私学助成について

### 経済的理由による中退生徒をなくすため すべての生徒に授業料減免の道を

【梅木】

まず、私学助成について、とりわけ私学に通う高校生への援助を中心に質問します。深刻な不況の影響は、高校生にも及んでいます。新聞報道によると、9月末時点で、京都府下私立高校39校の内、調査できた20校で、3カ月以上授業料を滞納している生徒が184人です。約半数の学校での調査ですから、全体ではおよそ400人と推測できますが、不況による倒産、リストラがいつそう深刻化する中で、これから年末、さらに年度末にかけて増加するのではないかと心配です。

2年前、平成10年度、経済的理由で私立高校を中退した生徒は、文教課の調査でも40人にのぼったとのことですが、「経済的な理由による中退者を、今年は一人も出さない」という決意で、十分な実態調査を行い、有効な手立てを尽くすよう強く求めるものです。

府立高校の場合には、授業料減免制度があり、その人数は平成9年度1616人、今年2090人、毎年100人以上急激に増えて、3年で1.3倍になっています。公立高校の場合は、全生徒に授業料減免の道が開かれ、全額免除の制度もあります。社会的な支援で、すべての子どもたちに高校教育を保障しようという考えに基づくものです。

ところが、私学の場合は、学校に減免制度がある場合に限って、減免額の3分の2を府が補助するというもので、昨年度の府の補助金総額は1990万円です。制度のある学校は39校中18校で、補助を受けた生徒は132名でした。今年は27校に広がったとはいえ、残り12校、およそ1万人の生徒は補助対象外、補助を受けることができないのです。学校が3分の1を負担しなければならぬことがネックになっています。学校に制度がなくても、府に直接、申請できるように直ちに制度を改善すべきです。

また、額も一人平均15万円という実績ですが、平均授業料が60万円ですから不十分です。府の方針で、高校生の4割は私学へ通うことになっており、経済的に苦しくても私学に通っている生徒もたくさんいます。公立と同様、私学の生徒も経済的な理由で高校を中退しなくていいように、制度を充実し、社会的な支援をしようではありませんか。全生徒に授業料減免の道を開くこと、補助額を増やすことの2点ですみやかな改善を求めます。いかがですか。

ところで、この「私学授業料減免事業」の補助率を昨年、2分の1から3分に2に引き上げたことが、テレビや新聞で報道され、知事も予算委員会で誇らしげに静岡新聞の記事を紹介しましたが、補助の総額は1990万円です。同じく昨年、知事は、私立高校生への授業料直接助成に所得制限を導入しました。その結果、直接助成の総額は、所得制限導入以前の平成10年度、12億8600万円から平成11年度は9億8千万円に、一気に3億円も削減されています。この削減分の一部をまわすだけで、先ほど提案した私学授業料減免制度の改善はできるではありませんか。財源はあります。問題は、知事のやる気です。「親の経済的な理由で中退する生徒を一人も出さない」という知事の決意をお示してください。

**【知事】** 保護者の経済的事情などによる授業料未納者の状況につきましては、これまでから必要に応じ把握に努めてきたところであります。その状況も踏まえ、全国に先駆けて京都府独自の制度として、授業料減免事業補助金を創設いたしますとともに、平成11年度には補助率を2分の1から3分の2に大幅に引き上げたところであります。さらに平成12年度からはこれを小・中学校にも拡大するなど、制度の充実をはかってきたところでございます。各私立学校に対しましては、機会あるごとに制度の趣旨を理解していただくよう努めてきました結果、減免制度を設けた学校は、現在では私立高校全体の85%に相当する33校に拡大してきているところであります。各学校の減免補助の申請は、例年、12月下旬でございます。本年度の減免額については確定しておりませんが、予算額につきましては昨年度の申請状況にあわせて適宜、増額補正をはかったところでございます。今後、残された学校においても本制度が適用されるようさらに努力をしてみたいと思います。

#### **【梅木・再質問】**

何校で実施しているかということではなしに、公立と同じように全生徒を対象にすべきではないか、ということが質問の主眼なんです。そこを答えられていないんです。全生徒を対象にするということで、制度を改善する必要があるのではないかと質問しているのですから、そのことはお答えいただきたいと思います。

**【知事】** 授業料減免を全生徒に及ぼせというお話ですが、その方法として設置者である私学を通さずに、直接、府の方へ申請をさせて補助金を出せというお話でございますので、これはやはり設置者である私学を通さずにいきなり府の方が出すということは、制度上できませんし、また、私学の3分の1の補助はだれが持つのかということもございます。私学に対して直接行政がいろんな形で関与いたしますと、私学の自主性に対する憲法の問題も出てまいります。いろいろな点から出来ないということです。やることは、京都府ができるだけたくさん私学にその制度にのっていただく、こういう努力をすることが一番いいというお答えをしているわけでございます。

## **私学の経常費助成**

### **国の単価アップ分は予算化するのは当然**

#### **【梅木】**

知事は、私学への経常費助成についても、財政難を理由に、今年度は単価アップ分の補

正予算は組まないとの方針です。その額は3億円です。総務部長は「公立も経費削減に努力している。私学も努力を」との答弁でした。「高校生一人あたりの教育費」について、3年前、平成9年6月議会で私は、文部省の資料をもとに公私間の比較をおこないました。その時点、平成6年度の調査で、「高校生一人あたりの教育費」は、公立88万2千円に対して私学100万7千円、12万5千円の差でした。最新の資料、平成9年度では、公立112万5千円に対して私学は113万7千円、1万2千円に差は縮まっています。高校生一人あたりの人件費についても私学の方が低いのです。いまだに40人学級を実施できない私学の経営状況を知りながら、なお私学に努力を押しつけるのですか。結局、しわ寄せは生徒に行くのです。

高校生1人あたりの公費支出もおおよそ、公立100万円に対し、私学は35万円と、差は広がっています。65万円もの差です。この差が父母負担になっているのです。知事は「私学関係者の了解を得ている」と、言いますが、父母はもちろん、私学関係者の多くは了解していません。直ちに3億円の補正予算を組むべきです。知事の答弁を求めます。

**【知事】** これまでからも広く私学の重要性を踏まえまして、充実に努めて来ておりまして、今年度当初予算でも国の単価改定を踏まえた財源措置、見込み額をさらに上回る総額185億560万円を計上しているところであります。しかしながら、補正予算による増額につきましては、府の財政状況が大変厳しい中、財政健全化指針に基づきまして、昨年来、京都府といたしましても公立学校も含め、職員定数の削減や管理職手当の削減、さらには給与の昇給延伸など、先ず、内部努力を徹底してきていることなど、府の財政健全化の取り組みを私学関係者のみなさまに十分説明いたしまして、理解と協力をいただく中で見送らせていただいたところでございます。今後とも責任ある私学関係者や府民の方々のご意見も十分承りながら京都府の私学教育のいっそうの振興に努めてまいりたいと存じます。

その他のご質問をお聞きしておりまして、梅木議員は基礎的地方公共団体である市町村と広域的な地方公共団体との仕事の役割分担、あるいは秩序を、あまりご存知ないような感じがいたしますので、ひと言申し上げます。

## 府営住宅問題

### 多子世帯の同居枠拡大、新婚世帯優先入居制度などで、高齢化の改善を

#### 【梅木】

次に、府営住宅の問題について質問します。

公営住宅法の改定に基づき府営住宅条例が改定されて3年目を迎えています。府営住宅条例の改定が議題となった平成9年の9月議会には、府営住宅居住者を中心に条例改定に反対する2万7千名の請願署名が寄せられました。

反対の理由は「この条例改定が行われたら、働き盛りの世代が団地から出てしまう。年寄りや障害者の比率が高くなって、自治会役員のなり手がなくなる。清掃さえ大変になる。子どもの声がしないさびしい団地になる」というものでした。閉会本会議にも団地関係者多数が傍聴に来られましたが、与党議員は、住民の声には見向きもせず、わが党の反対だけで条例改定案は可決されました。

3年を経て、事態は住民のみなさんが心配した通りになっています。私の地元、府営岩倉団地では、高齢者の単身居住世帯が増え、高齢者比率は高まる一方です。その結果、自治会の役員、管理人の仕事が若い人、といっても60代でも相対的に若いということに

なるのですが、そういう人たちに集中しています。清掃活動でも、スコップはもちろんホウキも持てないお年寄りが多いために一部の人たちに負担が集中しています。ある方は「清掃活動や自治会の世話が集中するので、正直しんどい」と嘆いておられました。こういう方ほど、家賃が高くなっているのです。また「汚水桝、共同溝の清掃など、民間のアパートだと家主の責任になる仕事まで自治会でやっている」という不満も出ています。公営住宅法の改悪、府営住宅条例の改悪で、府は団地居住者の高齢化をすすめてきたわけですから、これらの要求も当然です。当面の改善策として、清掃活動などについて、府の責任区分を増やすよう再検討すべきです。理事者の認識をお示ください。

さらに、一路高齢化への道を防ぐ手立ても必要です。今年度実施した多子世帯、子どもの多い世帯の優先入居制度は、団地居住者にも「団地に子どもの声が帰ってくる」と好評です。当面の改善策として、多子世帯の優先入居枠の拡大、さらに新婚世帯の優先入居制度など検討すべきと考えますが、いかがですか。

**【土木建築部長】** 京都府では平成9年に府営住宅条例を改正いたしました。これは真に住宅に困窮する方々の居住の安定をはかりますとともに、いわゆる応能、応益家賃制度の導入などを目的といたしました公営住宅法改正に基づくものであります。この新家賃制度の適用により、全入居者の7割強の方々の家賃が下がることとなり、結果として府営住宅全体の家賃収入が改正前と比べますと減少したものであります。なお、この減少に対する補填措置につきましては、制度改正の趣旨からとられていないところでございます。

賃貸住宅の維持管理費につきましては、公営、民営にかかわらず家主と入居者とで分担して対応されているのが一般的であると考えております。公団や民間の賃貸住宅においては団地内の清掃などいわゆる共用部分の維持管理につきましては入居者の費用負担のもとに実施されているところでありますが、府営住宅におきましては入居者の方々の費用負担を軽減する意味から、自治会などでの自主的な取り組みをお願いしているところでございます。

優先入居について 本制度は特に住宅困窮度が高い方々のために設けられた制度であり、府営住宅におきましては従来から高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯などに優先枠を設け、今年度から新たに多子世帯を加えまして対応しているところでございます。

議員ご質問の新婚世帯につきまして制度上、適用が困難であると考えております。

## 家賃や収入基準の引き下げなどで空き家の解消に努力を

### 【梅木】

次に特別賃貸住宅について質問します。

特別賃貸住宅でも、高齢化の悩みは同様ですが、さらに空き家が常態化しているという問題が加わっています。私の地元、府営長谷団地は350戸すべてが特別賃貸住宅ですが、条例改定以来、常時30戸程度の空き家があります。

自治会の役員さんは「自治会の役が早く回ってくる。自治会費の収入減で苦しい、府も家賃収入が減るだろうに何をしているのか」と府への不信感をあらわにされています。決算特別委員会で、課長は「長谷団地の空き家率は8%で、特に多いわけではない」と驚くべき答弁をしました。確かに、桃山伊賀団地は50戸中8戸が空き家で、空き家率16%、小栗栖西団地は300戸中33戸11%、北後藤団地100戸中10戸10%で、長谷団地は平均的だというわけです。

しかし、府営住宅全体の空き家率は3.6%なのに、特別賃貸住宅は7.1%、2倍も高くなっているというのに、問題意識さえ持たないといんでもない答弁です。長谷団地では10月も7戸募集し、入居予定は3世帯だけです。条例改定前には考えられなかったことが、もう3年近くも続いているのです。

原因は、府独自の制度である特別賃貸住宅に、機械的に公営住宅法を適用したことにあります。特別賃貸住宅は、一般府営住宅よりも入居収入基準が高いために、入居時の家賃が高くなりました。長谷団地の2棟の場合、条例改定前は一律2万6千5百円だった家賃が、改定後、入居できる最低収入基準、およそ月収20万円の世帯で、家賃は3万8千円に、およそ月収30万円で、最高の4万6400円になります。家賃が1.8倍にもなるので、長谷団地では働き盛りの世代が出ていきました。

一方、入居希望者は収入基準に達しないか、入れる場合も、狭くて古いわりに家賃が高いために入居しないのです。特別賃貸住宅の空き家率を下げるためには、家賃を下げるか、入居収入基準を下げるかしきありません。そのためには京都府府営住宅審議会を開く必要がありますが、条例改定後3年間、一度も開かれていません。直ちに審議会を開いて、条例改定後の府営住宅の実態を調査し、居住者や自治会の意見を踏まえ、抜本的な改善策を検討すべきです。いかがですか。

さて、府営住宅条例改定で、府営住宅居住者の高齢化と比例して、家賃収入も減るということをおわが党は指摘してきました。府営住宅使用料収入は、平成9年度まで大体43億5千万円ですが、平成10年度36億4400万円、11年度36億4600万円で、一気に7億円も減っています。国の法律の変更にとらわれて、本府の収入が7億円も減っているわけですから、国から何らかの措置があつて当然です。何か措置がされているのですか。毎年7億円の減収、それも府営住宅居住者の反対を押し切って、異常な高齢化を押しつけながらの減収です。国に対して公営住宅法の改善を求めるべきです。知事は、府営住宅条例改定の結果、こういう事態が起きていることについてどう認識されておられますか。お答えください。

**【土木建築部長】** 特別賃貸府営住宅について 空き家が2%から10数%、平均で7%と団地によってバラつきがございますが、公営住宅入居階層を超える中堅所得者向けの住宅として建設したものであり、今日においてもその果たす役割は変わらないものと考えております。いずれにいたしましても空き家につきましては、年6回の募集時に毎回募集を行い、解消に努めてまいりたいと考えております。

#### **【梅木・再質問】**

この空き家をどう解消するかということについては、どう考えているのか。私の案も含めて審議会を開くべきではないかということをお聞いたのです。

## **新府立図書館問題**

### **多い府民の要望と期待 今後の運営に「府民参加」の教訓を生かせ**

#### **【梅木】**

次に来年5月にオープンする新府立図書館について質問します。

先日、完成間近の建物を見せていただきました。電気で動く積層自動集密書庫や公立図書館としては初めて導入された自動化書庫を目にして、「これは大変な維持費がかかるだろう」と感じました。そこで、決算委員会でいくらかかるか聞きますと、「現在、来年度予算編成中であり、答えられない」とのこと。「計画段階の数字を」といっても「答えられない」との答弁でした。

大阪府が東大阪市に建てた府立図書館でも自動化書庫の導入が話題になりましたが、検討の結果、予想されるトラブルや維持費から導入を見送ったそうです。本府の場合も充分検討の上、導入を決定したのでしょうか。府民への説明責任があります。府民がびっくりするほどの維持費がかかるのでしょうか。維持費について、「計画段階での見積り額」をお答えください。

#### **【梅木】**

ところで、府立図書館の建設が検討される時期と地球温暖化防止京都会議が開かれる時期はちょうど重なり合います。本庁では、エレベーターを止め、蛍光灯を減らし、昼休みには電気を消すという努力をする一方で、膨大な電気を消費する設備を導入したわけです。決算特別委員会では、「限られた敷地に150万冊の蔵書スペースを確保するために」という苦しい答弁がありましたが、住民団体から、「せめて2万平米は床面積が必要。現在の敷地では狭すぎる」との要求があり、私も「別の場所での建設を」と質問しましたが、知事は「大きいことがいいことではない」と答えてきたではありませんか。府民の要求に背を向けて、狭い現在地での建て替えを決めた責任は知事にあるのです。

また、「府民参加で基本計画の策定を」との要求を、教育委員会は無視し、全国的にも著名な図書館研究者の提案にも耳を傾けませんでした。その姿勢が、胸をはって維持費を公表できないという結果になっているのではありませんか。

今後、珍しい自動化書庫の視察が全国から相次ぐでしょう。しかし、導入するところはおそらく皆無でしょう。せつかく82億円かけて新しい施設ができたのですが、閲覧席が少ないこと、児童室の廃止など、府民の不満がいまだに新聞の投書欄に掲載されています。「府民参加で図書館建設をすすめるべきであった」これが最大の教訓ではないでしょうか。情報公開、説明責任、事務事業の点検ということが言われますが、しっかり、府民の目線から教訓を引き出ししていただきたいのです。そして、今後の府立図書館の運営にその教訓を生かしていただきたい。多くの方が新しい府立図書館に期待しています。

専門家である市町村の図書館職員、子ども文庫のお母さんはじめ幅広い府民のみなさんの意見に耳を傾けて、図書館サービスを充実させていただくよう心からお願いします。私からも、今後の課題について、何点か提案をさせていただきます。

第一に、全国的にはほとんどの県立図書館に、図書館協議会が設置されています。新府立図書館には図書館協議会を設置すべきです。いかがですか、お答えください。

次に、府民すべてに図書館サービスを提供するためには、府下全市町村に図書館を整備し、専門的な知識をもった司書の配置や研修の充実などが必要です。財政的支援を含め、府として市町村図書館振興計画を策定すべきです。

また、新京都市総合計画では、府下全市町村の図書館ネットワークを結ぶということですが、検索ができて府の連絡協力車が回るのが月に2回では役に立ちません。運行回数を増やすために連絡協力車を増車すべきです。教育長の答弁をお願いします。

**【教育長】** 総合的な判断により、岡崎で建て替えを検討する中で建築面積および利用者の利便性や市町村支援などを考慮しまして、150万冊の蔵書を収容する構想で、開架に10万冊、電動積層集密書庫に100万冊、自動化書庫に40万冊とすることがもっとも効率として適切なものとして計画したものであります。また維持経費等につきましては稼働率等により大きく変動するため、確かな積算は行っていないところであります。なお設計図書により試算として自動化書庫の稼働率を50%とした場合の電気代につきましては、1月につき約14万円程度と推定されます。

図書館協議会について 法律上は任意設置でありますので、従来から府社会教育委員会議においてご意見をいただきますとともに、市町村立図書館等で構成します京都府図書館等連絡協議会と密接な協議をはかってきたところであり、これらにより今後ともその機能は果たしていけるものと考えております。

市町村立図書館の整備は、基本的には市町村の責任において計画されるものと考えているところであり、最近5カ年間で7つの図書館が新設され、3つの図書館が改築されるなど、積極的に整備がはかられているところでございます。また市町村支援として実施しています、連絡協力車の巡回によります図書サービスにつきましては、情報ネットワーク機能の最大限の活用とあわせていっそうの充実をはかるなどにより、府内全

市町村におきまして図書館活動の振興に沿うてまいりたいと考えております。

## 建設関係業者への仕事おこしを

### 府民生活向上に役立つ仕事を不況にあえぐ零細な建設関係業者へ

#### 【梅木】

最後に不況にあえぐ府下建設関係業者への仕事興しについて提案します。

兵庫県明石市では、商工観光課を窓口、「市内の業者に頼んで、自宅を改修する場合」という条件で「費用の10%、10万円を限度に市が補助をする」という「地域経済活性化事業」を本年度実施し、市内の建設業者と住民に喜ばれています。当初100件の予定が、500件を超える申し込みがあり、300件に拡大したものの、抽選漏れの市民が来年度の実施を待っています。

東京の板橋区の事業がモデルになっていますが、板橋区では、住宅課が窓口で、平成10年度から「住宅リフォーム資金助成事業」を実施しています。「5%、10万円限度」で、平成10年度の実績は310件、11年度375件、12年度は9月までに201件、3年間の合計で886件、5千576万3千円の補助となっています。補助金申請書で把握できた改修費総額は、3年間で14億8千万円にのぼるということです。5千600万円の予算投入で15億円、2.6倍の仕事を板橋区の業者につくり出しました。明石市だけでなく全国的に同様の事業がそれぞれの工夫を加えて広がっています。

不況にあえぐ府下の零細な建設関係業者の仕事起こしと、バリアフリーの促進など、府民生活の向上に役立つ制度として、このような住宅改善に対する補助事業を市町村と連携、協力して実施してはいかかでしょうか。知事の考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

**【土木建築部長】** 京都府の不況・雇用対策につきましては、緊急雇用特別基金を活用した事業とあわせまして、府内全域で雇用効果が高められますよう公共事業及び単独事業の着実かつ木目細かな実施に努めてきているところであります。なお、こうした事業実施に際しましては、府内業者への発注を基本としていることはご承知の通りでございます。

ご質問の住宅改修にかかわる助成措置につきましては、府民のみなさんが住宅建設や増改築あるいは修繕をされる場合にバリアフリー化も含め、必要な資金を低利で融資する制度といたしまして、住宅建設資金金融制度及び住宅改良資金融資制度を設けているところでございます。

#### 【梅木・再質問】

融資の制度は決算委員会でも聞きました。私は融資ではなしに補助制度をやるべきだといっているのです。これを指して知事は、私が市町村の区別も分からないというようなことを言ったのかもしれないけれども、市町村がやるのに対して、府が誘導的な支援をするべきではないのか。建設業者のみなさん方が困っているときに、府が市町村と連携・協力すべきだということを私は言ったのです。この一番大事なところに対して答えていないんです。もう一度お答えいただきたいと思います。

**【知事】** 明石市とか板橋区とかおっしゃいましたけれども、私たちはそういう市町村がやることを先ず、地方自治で基礎的な団体でやっていただいて、それを自分のところの政策としてやれることは非常にいいことだから、そういう自主性を育てるのはいいというふうに思っております。

- 太田勝祐府議が行った一般質問の概要をご紹介します。

## 太田勝祐（日本共産党、西京区）2000、12、7

### 小規模作業所の法人化を促進する府の支援を 作業所の補助金を措置費水準へ引上げを

【太田】

日本共産党の太田勝祐です。私は、先に通告しています数点について知事・理事者に質問します。

はじめに、社会福祉事業法の改正に伴う問題について伺います。この社会福祉事業法は、50年ぶりの大改正といわれ、今年5月に国会で成立し、名称を「社会福祉法」に変更されました。そこで今回の法改正に関連して、小規模作業所問題と、福祉サービス利用援助事業の2点について伺います。

第1に小規模作業所問題についてお尋ねします。小規模作業所は、全国で5202カ所に達しています。そのうち精神障害者を対象とした作業所は、1462カ所になっています。70年代に始まった小規模作業所の設置は、1981年時点で全国638カ所でしたが、この間の新たな増加はきわめて急激なものであり、特に最近のこの二年間、1997年から99年だけでも355カ所増加し、総利用者数は7万5千人余りと推計されます。

当初は、知的障害者ならびに肢体障害者を主な対象としていましたが、80年代に入って精神障害者を、90年代に入ると脳血管障害による中途障害者やアルコール・薬物依存症者など新たな障害へと広がりを見せています。京都府においても七五年に大宮町に「おおみや共同作業所」が生まれ、24年間で百カ所近くに増えています。総利用者数は1800人余りとなっています。

急増現象の背景・要因は非常にはっきりしています。それは、成人期障害者のための制度や施策がまったく不十分なところにあります。具体的には、成人期障害者を対象とした社会福祉施設の量と質の問題です。

まず量の問題ですが、法定施設の数、慢性的な不足状態が続いています。96年度現在で、成人期障害者のための法定施設が一カ所でも設置されている市町村は40%に満たない状態です。同じく精神障害者のための社会復帰施設にいたっては、7.2%しかありません。京都府でも法定施設がないのが27市町村も残されています。

質的な問題では、障害程度と障害種別が非常に限定されていることです。障害程度については、法定施設制度の大半が中・軽度の障害者を対象とし、障害の重い人々を考慮したものになっていません。また現行の法定施設は障害種別ごとにわかれ、基本的には障害種別を超えて共同利用やいくつもの障害を併せ持つ人の利用は難しい状況にあります。

障害者施策の上から未着手の状態にあった、脳血管障害や交通事故、労働災害などによる中途障害者、てんかん、アルコール・薬物依存による障害者についても、小規模作業所ようやく活路を見出したというのが現実の姿です。既存の法定施設では制限要素が多く、小規模作業所がその代替機能を果たさざるを得ないのが実態です。

国際的に、類を見ない小規模作業所の急増は、こうした背景にあって生まれてきたも

のです。

現在、作業所は、障害者の地域生活援助に大きな役割を果たしながら、施設整備の充実、利用者の生活基盤の確立、就学援助、職員の労働条件の確立など切実な問題が山積しています。このような状況・課題を解決していく上で、小規模作業所の法人化の道は地域の障害者や家族の願いに応えていく第一歩となります。私の住んでいる西京区に、共同作業所「はるの里教室」が3年前に移転してこられました。1981年の国際障害者年に産声をあげ、今年で20年を迎え、重度の障害者の発達保障のかけがえのない場として運営されてきました。「はるの里教室」の責任者は、「安定した運営と、グループホームや福祉ホーム、地域生活支援センターなどの地域事業の運営を発展させていく将来構想の足がかりとして、法人の取得を検討していきたい」と期待を述べられています。

今回の法改正に伴い、定員が10人から20人未満の無認可小規模作業所が社会福祉法人格を新たに取得する「小規模通所授産施設」が設置できる方向が出されました。

厚生省は、11月14日に全国障害保健福祉主管課長会議を開き、資産要件の緩和、設備や職員配置などの基準案を示しました。

そこで伺います。今回の法改正で法人化が緩和される条件を生かし、共同作業所の法人化にむけて、公共用地の貸付、土地取得に対する補助制度、資金の貸付など積極的な対策をすすめるべきと考えますが、御所見を伺います。

多くの作業所は、現在の補助金ではぎりぎりの運営です。先日、「はるの里教室」が、公園を借りて、バザーを町内自治会、ボランティアの人たちの協力で行なわれ、この売上金は運営費の重要な資金となっています。現在作業所にこられている人は十八人で、職員は八人、職員の平均年齢は30歳で、給料月額平均10～11万円でぎりぎりの運営をしています。府下の職員は、20歳から50歳が67%を占め、年平均で百万～2百万円台、月平均12万円が60%という状況です。職員の生活や、運営作業所の内容を充実させることはどうしても必要です。

今回の小規模通所授産施設では基準の利用者19人であっても1ヵ所年額1100万であり、措置費単価で比較すると4倍以上の開きもあり、国庫補助金制度の改善・拡充を要望すると同時に、本府としても、法定施設の措置費の水準にするために、補助額を大幅に引き上げるべきと考えますか、御所見を伺います。

**【知事】** 共同作業所は、在宅の障害者が住み慣れた地域で作業や生活の訓練を行なう場として重要な役割を果たしており、府も市町村と連携して積極的に支援してきた。特に、運営安定化のため、用地確保などの施設整備に独自の助成措置を講じてきた。法定施設への移行を促進し、今日まで25施設を移行・整備してきた。今回の法改正で、通所人員等の要件緩和がされた趣旨をふまえ、今後も移行の支援に努めたい。共同作業所の運営への、一人あたりの補助基準額を毎年増額してきており、今後とも必要な支援に努めたい。小規模通所授産施設への助成は、いっそうの充実を国に対して要望し続けたい。

## 「福祉サービス利用援助事業」を利用しやすいものに

### 【太田】

次に、今回の法改正でスタートした「福祉サービス利用援助事業」について伺います。

この事業は介護保険の「契約方式」による社会福祉の中で、痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者で意思判断能力が十分でない方の地域における自立生活支援として、昨年、開始された「地域福祉権利擁護事業」をひきついだものです。

府は、「きょうと高齢者、障害者生活支援センター」を設置し、福祉サービス利用援助事業として出発しました。この事業が介護保険の「契約制度」、社会福祉の措置から契約への転換の補完的役割をもって打ち出されてきた背景、経過から考えて、「権利擁護」に

おける公的責任が強く問われている事業です。東京都や大阪府、滋賀県などでは、幅広い住民、当事者、社会福祉事業関係者・団体などの意見、要望を聞き、住民意志の裏付けられた方針を明確に出しています。本府では、98年に検討会がひらかれ、報告書が出されていますが、「権利擁護」に関して審議会等で論議された経過はなく、府の責任が不明確であります。

本府の責任において、幅広く関係者から意見を聞き、権利擁護施策に関する全体的な方向と具体的な方針を示すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

本事業の地域拠点となる「基幹的社協」について国の基準は、6カ所にもかかわらず、京都市を含めて四カ所です。少なくとも厚生省基準6カ所を上回る「基幹的社協」の設置、および京都市内の適性配置をすべきだと考えますがいかかですか。

現在、契約は京都市内で四件、府下で1契約、1件準備中と聞いています。この事業が必要な人への普及および啓発は、府の責任で積極的にすすめる必要があります。どのように計画しているのか、今後の方針を示してください。

また事業を利用すれば1時間千円、一時間を超えた場合は30分ごとに500円ずつ加算されます。低所得者の高齢者には、大きな負担になっていきます。現在、他府県で利用料の減免の実施、予定、検討中のところがありますが、本府としても必要な人がこの制度を活用できるように、減免を実施すべきと考えますが、いかがですか。

**【保健福祉部長】** 福祉サービス利用援助事業は、福祉サービスが行政による措置から、契約制度に移行する中で、高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を営む上で重要。府では2月から実施主体の府社会福祉協議会において、この事業の拠点となる「京都高齢者障害者生活支援センター」を開設し、利用者代表の他、医師、弁護士など有識者で構成された運営監視委員会や市町村など関係機関・団体の連絡会議を設け、適切な運営に努めている。専門医による相談や生活支援員の派遣等を行なう基幹的社会福祉協議会は、利便性の向上をはかるため2カ所を4カ所に増設したところ。今後、体制についても必要な対応をはかりたい。事業の普及、啓発は、新聞やホームページへの掲載など努めてきた。徐々に相談も増えている。実費程度の利用負担を求めているが、生活保護の方は公費で助成している。その他の低所得者も利用しやすいよう国に要望している。

## 他県から大きく遅れている救急医療体制の整備・確立は急務

**【太田】**

次に、本府の救急医療体制について伺います。昨年4月に保健医療計画、いわゆる『いきいき、健やか京都21プラン』が、2003年までの5年間の計画として発表されました。この計画の中で、救急医療体制の整備について「初期救急医療体制から第3次救急医療体制までの体系的整備を行うとともに、平成6年に救急医療情報システムの充実をおこなった」と述べています。しかし、本府の第3次体制、情報システムは大きく立ち遅れ、問題があります。

先日、厚生省研究班が「心臓集中治療施設のある病院とない病院では、運ばれた心筋梗塞患者の死亡率は三倍の差がある」と、大阪府の7市の調査結果を発表しています。

7市で1998年に心筋梗塞で運ばれた患者について調査しています。CCUのある3次の5病院に運ばれた325名の病院内での死亡率は5%だったが、CCUのない2次の18病院に運ばれた94人の病院内死亡率は18%に達したと報告されています。また研究班のメンバーの救命救急センターの医師が「自宅で激しい背中の痛みを感じ、救急車を呼んだ。原因は腎臓破裂で、治療レベルに疑問のある病院が搬送先になりそうだったので、自分のセンターに変えてもらった。医療関係者だから変えてもらったが、一般の

市民はできない。こんなことでいいのか」とみずから救急体制に疑問を感じ、2次、3次の体制の確立の必要性を訴えています。

現在、本府は第3次救急は、第一日赤、第二日赤、国立京都病院の3カ所で、京都市内に集中し、丹後、中部、中丹医療圏にはありません。

先日、私は千葉県の救急医療体制について調査してきました。3次救急医療体制は、8カ所の医療圏ごとに救命救急センターを整備し、さらに補完的な施設（2.5次と呼ばれている）を県立病院を中心に県独自に医療圏ごとに8病院を指定し、県全域の救命救急の体制を確立しています。

大阪府も8つの2次医療圏それぞれに最低1カ所の救命救急センター設置を目標として、空白地域には府立の救命救急センターを整備をすすめています。

他府県と比較して本府の立ち遅れは重大な問題であり、今後ますます救急医療が求められている中で「府民の命を守るために府としてどのように主体的に努力するのかどうか問われています。

そこで伺いますが、本府として今後第3次医療の体制をどのようにすすめようと考えているのか、まずお聞かせください。

92年の「保健医療計画」の中で「北部の救命救急センターの整備」を課題にあがっていました。今回の計画では「国の動きに対応して」として事実上の棚上げにされています。

現在、北部の救命救急はヘリコプターで対応せざるをえません。これでは救命できる命を助けることができないケースもあります。与謝の海病院に、救命救急センターを早くに設置すべきです。どのように考えておられるか、御所見を伺います。

先日、京都大、京都府立医大などの調査で、救急搬送された「くも膜下出血患者の治療成績が全国5都市で比較すると京都市の成績がもっとも悪いことが報告されました。他都市と比較して、病院間の転院、転送で時間がかかるということが原因とみられています。最終的に治療を受けるまでの転院、転送率は京都市が45%とトップ、次いで仙台市の35%で他は30%以下です。くも膜下出血の治療経験が少ない病院へ搬送される比率も京都市は他都市より高い状況です。転院、転送（いわゆるたらいまわし）をせず、一刻も早く治療経験のある適切な病院に患者を搬送するシステムに問題があります。

患者の家族から119番通報しますと、京都市消防局の指令センターが京都府医療情報センターのネットワークを通じて調べ、病院へ患者を搬送するシステムになっています。ところが問題は、この京都府医療情報センターが、最新の情報、適切な病院を判断する情報が集まっていないということです。たとえば、病院の脳神経外科医の数や当直体制など、具体的なデータが入っていない。94年に行ったシステムの更新の時に追加されたICU、CTなど7項目についての特殊診療情報が実際に機能しているのか、再検討、充実が必要です。また医師会とも一層研究する必要があります。本府としてシステムの内容について、どのように考えているのか、今後の方向についてお聞かせください。

もう一つの問題は、情報を府民が直接利用できないという問題です。南区のNTTのビルに間借りし、情報センターには、コンピューターのオペレーターがいるだけで、府民からの問い合わせに答える体制ではありません。急に子どもが夜中に熱を出した時、また急病と判断した時、診てくれる医療機関がどこにあるのか、相談できる専門医がいるかなど、わかれば家族自身が対応できます。千葉県では、昨年からは直接、家庭のパソコンやファクシミリにアクセスできるシステムにしています。また大阪では、情報センターに電話すれば、府民から相談電話を専門に担当するオペレーターが24時間体制で相談ののつてくれます。最寄りの救急医療機関がどこか、どこに連れて行くのが一番いいか、たちどころにわかる仕組みになっています。医者に連れて行くべきかどうか専門家の判断が必要なことも、情報センターに常駐している医師から聞くことができます。

厚生省健康政策局が77年に出した「救急医療対策事業実施要綱」は、救急医療情報センターの業務として情報提供、相談事業をあげています。97年の厚生省の救急医療体制基本問題検討会報告で、改善すべき具体化の第1に「住民に対し必要かつ十分な救急医療体制に関する情報を提供する」と明記しています。本府は、なぜ府民に情報を提供するシステムにしないのか、早急に検討、改善をすべきと考えますが、御所見を伺います。

次に精神科救急医療システムについて伺います。95年度に国の「精神科救急医療システム整備事業」補助制度が創設されました。他府県では、多くが国の制度を待つことなく整備がすすみ、全国で整備ができていないのは京都府を含めて3府県だけです。その確立は急務です。

98年に京都府地方精神保健福祉審議会の「精神科救急医療システム」中間報告が出され、今年度中に最終報告が出されると聞いています。

そこで2点について伺います。第1に、実施圏域の設定や府北部地域への対応の問題です。精神病院を2次医療圏ごとに見ると、京都・乙訓医療圏14、南山城医療圏4、中丹医療圏2病院で、京都・乙訓医療圏を中心に府南部地域になっています。どのように実施圏域の設置、府北部地域の対応を検討し、すすめようとしているのか伺います。

第2に、府立病院と民間病院との役割の問題です。システムをスタートする上で、府立病院が積極的役割をしなければ、民間病院は今までの経過上、十分には協力体制はできないと考えます。そこで、府立洛南病院を拠点にしての構想はどうか、府立医大はどのような公的な役割を果たすのか、どのような体制を考えているのか、また、民間病院との協議、連携の準備はどのように進んでいるのか、お聞かせください。

以上申し上げて私の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

**【保健福祉部長】** 平成9年度に、府内唯一の基幹災害医療センターとあわせ、第一日赤に救命救急センターを整備し、ヘリストップを設置し北部をふくむ広域的対応をはかっている。与謝の海病院で医師配置体制の充実をはかり、重篤な患者を積極的に受け入れるとともに、綾部市立病院の救急診療機能の整備への助成を行い、北部地域における救急医療体制の充実を努めたい。府民への情報提供を含むシステムのあり方については、救急医療情報システム運営懇談会での意見をふまえ適切に対処したい。精神科救急システムについては、府精神保健福祉審議会が、昨年3月に中間報告をまとめている。ここでは京都の地理的状況をふまえ、北部、南部の2圏域に分けた運営が適当とされ、府立洛南病院や府立医大病院など公的病院の役割など、さらに検討が必要。昨年6月に、精神保健福祉法が改正されたことをうけ、本年4月から精神科救急医療システム整備の国の実施要綱が改正された。新たに政令指定都市も事業の実施主体になることや、24時間対応可能な体制の検討を要する。現在、京都市との連携、実状をふまえた公的病院の役割、民間病院との連携をひきつづき審議し、年度内にも最終報告を出してシステム整備をはかりたい。

● 高橋昭三府議が行った一般質問と答弁をご紹介します。

**高橋昭三**（日本共産党、下京区）2000年12月8日

## 大企業には減税、赤字の中小企業には増税押しつける 外形標準課税に知事は反対すべき

**知事・・・「大いに期待」し、導入要請続けると、府民の願いに背**

**【高橋昭三】**

日本共産党の高橋昭三です。私は日本共産党府会議員団を代表して、知事ならびに理事者に質問をします。

まず、中小企業と法人事業税の外形標準課税の問題です。

自治省は11月21日、都道府県の法人事業税の課税ベースを広げる外形標準課税の導入案を発表しました。自治省案では、人件費、純支払利息、賃借料、年度損益の合計額に、1.6%の税率をかけた外形標準課税額と利益に従来の半分の税率をかけた所得課税額を合計した額を納税額とすると言うのです。

知事は常々「中小企業へは十分な配慮を要望している」と本会議場でも述べてこられました。労働力集約型の中小企業にとっては人件費比率が高く、赤字で借が多いと利子も多くなります。外形標準課税では負担が増えることは誰が見ても明らかではありませんか。自治省案では外形標準課税の税率を中小企業は、少し下げたと言っても、そもそも課税対象でなかった赤字企業にかけるのですから、道理に合わない増税であります。利益割の税率を半分に下げたと言っても、赤字企業ですから税率は、上げようが下げようが同じです。そこから外形標準課税割りで税金を取るのですから、どこから見ても増税です。

一方、大企業、例えばトヨタ自動車などは、「カンバン方式」で必要とする製品、材料、部品を工場に門づけさせて倉庫の賃借料を節約し、借金も少ないから、支払い利子も少ないので、外形標準課税分は割安になります。その上、所得割の税率が半分に減るので、日本経済新聞の計算でも、法人事業税は一割の節約になります。京都でも村田製作所一社を取り上げても高収益をあげ、九九年度申告所得は462億円、法人事業税は44億円ですが、自治省案になると34億円と10億円の減税となります。

一方、中小企業は赤字でも、税を負担しなければならず大変です。平成十年度の赤字法人比率は、全国で中小企業の3分の2、66.6パーセントが赤字企業です。京都は法人事業税対象中小企業の72パーセントが赤字企業です。この中小企業から更に税金をむしりとろうと言うのですから、何が中小企業に配慮した税制なのか。中小企業いじめもいいところです。だからこそ、知事と京都府中小企業団体中央会との懇談の場でも、知事を支援された京都商工会議所でも「絶対反対」の声を聞かれたはず。それは中小企業・中堅企業にとっても死活の問題だからです。

京都の経済は中小企業あつての経済ではありませんか。知事はバブルがはじけて京都の伝統地場産業、すべてと言ってよい中小企業から中堅企業までが不況に苦しんでいる時、積極的な支援の手をさしのべられませんでした。今回はそれどころか、その苦しんでいる中小企業から税金を吸い上げようと言うのですから、まさに逆立ちしています。マスコミなども「高収益企業に減税、赤字・中小企業に増税」と報じています。

更に人件費に課税するのですからリストラを一層促進することになります。今、消費が景気を下支えしないのが不況の最大の原因と言われているとき、特に全国的にも一番落ち込んでいる京都の景気を一層悪くすることは明らかです。同時に、世界の流れにも逆行するものです。ドイツ政府は、外形標準課税である「営業資本税は、税制における化石であり、廃止されなければならない。」と、1980年に賃金課税を廃止。1998年には、資産課税も廃止しているのです。フランスでも、ミッテラン大統領は、「職業税は、愚かな税制であり、不公平であり、反経済的である。」と、昨年賃金課税の廃止を決定しているのです。

自治省は2002年度からの導入を提案しようとしています。自民党の税制調査会でも、景気回復にマイナスだという声と合わせて、来年7月の参議院選挙をにらんで、先おくりの公算大とマスコミも報じています。知事はこの自治省案を中小企業に配慮した外形標準課税と今でも考えておられるのですか。今こそこうした中小企業いじめの外形標準課税に反対すべきではありませんか。率直な答弁を求めます。

**【知事】** 法人事業税の外形標準課税は、これまでから何度も申し上げているように、外形標準課税は、受益と負担の公平を期するとともに、景気動向に左右されやすい税収構造となっている現在の府県税制の仕組みを、より安定的なものとしていくために中小法人の負担等に配慮することを前提に、全国一律の制度として早期に導入される様、全国知事会を通じて国に強く要望してきたところです。今回の自治省案においては、この様な要望を受け、全体として増税とならない様、過去十年間の平均税収を踏まえました税率設定がなされますとともに、中小法人、赤字法人に対しては、所得課税と外形課税の併用、税率の軽減措置、小規模法人への課税の特例など、多くの配慮がなされておりまして、今後、この案をもとに具体的な論議が進むものと大いに期待しているところであります。

京都府といたしましては、府民の方々や、企業、経済団体などのご意見などもお聞きしながら、引き続き全国知事会等とも連携をとり、国に対して外形標準課税の早期導入に向けまして要請を行ってまいりたいと存じます。

政府部内や政党の中で、長引く不況の中で景気回復をやっている今、時期が悪いのではないかという意見があることも承知しております。私ども全国知事会が主張しておりますのは、府県税制の安定をはかってほしいということと、行政受益に対する負担の公平を図ってほしいという断面からの主張でありまして、景気論、時期不適論とは切り口が異なりますので、この両面からの情勢判断があることは、私ども当然理解できますけれど、しかしながら、地方分権下の府県など、地方税財政の自立と安定は、外形標準課税の問題を含めまして、喫緊の事業であることは譲らないということをご理解いただきたいと思ひますし、特に地方分権下、色々とお金の要ることを主張されておられます共産党の府会議員としても、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

なお、中小企業いじめと言っておられますけれど、たとえば、今年の9月の週刊東洋経済等々出ています、株式公開企業で、法人申告所得の公示がない企業の一覧を見ますと、とにかく住友商事、日立製作所、日産自動車、東芝、NEC、鹿島、NKK……と、大企業ばかりありまして、こういう所は結局増税となるんですよ。だから、中小企業いじめだけと言われるは、ちょっと問題がありまして、やはり、全体として増税にならない様に、公平に負担してもらい、利益に応じて負担してもらいという趣旨は、私は正論だと思ひます。

### **【高橋昭三】**

より安定的な税制にとおっしゃっているが、知事はよく、共産党は都合の良い例だけを引っぱってきてという答弁をするが、こういう安定的な税制というのは、府県にとって、あるいは、知事にとっては非常に便利な、良い制度ですが、圧倒的と言うかほとん

どの中小企業は赤字であるのに税金は増えてくる。大企業の例も出しておられたが、大企業の中で減税になる企業の方が、税金が増える企業よりもずっと多いわけですから、この点についてどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

**【知事】** 外形標準課税について、安定的な税制で、知事は喜ぶかもしれないが、一般府民は困ると言われるけれども、京都府のお金は、別に知事がポケットに入れるわけでありませんで、すべて京都府の財政は、学校の先生の月給とか、警察官とか、あるいは福祉関係とか中小企業とか、全部の方にやっておるわけです。

だから、今年は景気が言いから、生活保護をグンとあげて、来年は景気が悪くなったから下げるということはできない。だから、税制を安定させてくれというのが、我々の願いでありまして、これは、法人事業税だけでなく、他の税目も含めて、県のために安定した税目を下さいというものの中的一个として、この問題を取り上げているわけです。

そういう意味で、何か中小企業だけいじめているという主張は、為にする主張だと思っています。

## 他県ではあたりまえの、基幹設備への助成を 府の金利補給の基準が、国金金利より高い、「既存の 事業、施策の範囲内で」と、支援策はないも同然

### 【高橋昭三】

第2に公衆浴場支援の問題です。

私は平成11年2月定例会の本会議でこの問題を取り上げましたが、公衆浴場、すなわち銭湯は、その後も減少が続き、業界の危機は一層深刻です。

かつては京都府内で600軒近くの公衆浴場があったのが、今では300軒を割りかけています。私が質問をした時の1ヵ月前の平成10年12月末で324浴場、それが平成11年12月末には314浴場と1年間で10軒も減っているのです。

この様に、浴場が減っていく結果、府民の方々、特に高齢者の方々は大変な不便・負担を受けることとなります。その生々しい実態は前回の質問の際、述べましたので、再度触れませんが、こうした公衆浴場の減少で困っている府民をこれ以上苦しめないこと、そのために、設備更新、又は、大修繕の時期にきて、必要な資金の返済のことを考えるとこの際、廃業してしまおうと言うことにならないよう、府は積極的な支援を行うべきではないかと求めました。ところが理事者は「公衆浴場は家庭風呂が普及する中にあっても、依然として公衆衛生上欠く事のできない施設であり、地域住民のふれあいや交流の場としても大切な施設であります」とその重要性までは認められながら、肝心の助成策となると、利子補給だけです。しかも、低金利時代にこれを利用しようとする業者はまったくありません。公衆浴場に融資する国民生活金融公庫の金利よりも高い金利条件を設定して、これを超える金利に利子補給をしても、業者の方々はどうして助成になるのかと笑っておられます。

私は他県が実施しているように、直接、基幹設備の更新。大改修の時、市町と協力して他県のように3分の1ずつの補助など考えるべきだと要求しましたが、そのことにふれず今も利子補給をやっているとおっしゃって、対象浴場数や金額までとくとくと述べられました。利子補給期間は10年ですから、高かった時代の金利の補給額が今も続いている分を述べられたのに過ぎないのではありませんか。業者の方々自身「今の利子補給制度は、助成策ではないし、利用しようがない」とおっしゃっているのです。

それよりも基幹設備の更新等に対する直接助成を行うべきです。全国47都道府県の内、正味の利子補給も含めると35都道府県、実に4分の3近い県が積極的な助成策を

取っています。

例えば埼玉県は、基幹設備の設置、改善に対し2分の1を補助し、国民生活金融公庫より設備資金の借入れを受けたときは、年利3パーセント相当額の補給、超えたときではなく、3パーセントまでの補給を行うと言うのですから、全額補助しているのです。

千葉県では入浴客数が平均に達しない浴場の燃料・光熱・用水の経費の2分の1以内で限度額20万円以内の補助を行っています。利子補給は年利1.8パーセント以内の補助を行うと言うのですから国金融資の金利の九割方補助されていることになります。

神奈川県では内装・外装・給水湯の3設備に対し、それぞれ2分の1以内で、100万円乃至200万円の補助を行うと共に、国金からの借入れに対し、その利子の57.4パーセントと半分以上が補給されるのです。広島県では給湯用ボイラー等の設備に対し、市町村の補助額の2分の1以内でそれぞれ補助額を決めています。利子補給についても支払利子の3分の1の補助を行っています。福岡県でも基幹設備の改善について市町村助成額の2分の1の補助を行っています。

更に、前回紹介しました福井県と同じく、そのお隣の石川県でも風呂釜など基幹的施設に対しては、県3分の1、市町村3分の1の助成を行っています。

今度こそ他県と同じく、本府もこれ以上廃業が進行しないよう具体的な支援を行うべきと考えますが、いかがですか。お答え下さい。

更に、老人福祉入浴事業推進の問題です。本府の、平成11年の利用者の年齢別構成を見ても、60歳以上の方が37.8パーセントと軽く3分の1を超えております。このため事業者自身がお年寄りに浴場へ足を運んでもらおうと、無料デーを設けるなど、積極的に取り組んでおられます。全国的にみても老人福祉入浴事業として65歳以上の高齢者の入浴を推進しようと、年12回を中心に、時には幼児やその親も対象にして、千葉、石川県など12県が、県の補助で無料デーに取り組んでおられます。

ところが本府では、こうした老人福祉、或いは親子ふれあい入浴事業は、浴場業者のボランティア活動にまかされたままで、積極的な支援はありません。無料デーあるいは無料時間を設けて浴場を開放されておられるところ、業者が障害を持った高齢者を車で迎えに行き入浴させておられるケース等さまざまですが、特に後者などは、お年寄りが心からその日を待ちわび、大変喜んでおられます。こうした方々への支援こそ必要ではありませんか。答弁を求めます。

**【保健福祉部長】** 公衆浴場は、地域住民の公衆衛生やふれあいの場として、大切な役割を担っている施設であると考えています。こうしたことから、京都府としては、公衆浴場の事業者が国民生活金融公庫等から融資を受けられた場合に、借入れ金利の変動により事業者の負担が過大になることなく、常に借入れ利率が一定以下になるように補償いたしまして、計画的で安定した施設の改善、整備を支援するためのものとして、利子補給を行っているところであり、今後とも現行制度を維持してまいりたいと考えている。

なお、平成11年度におきましても、89の事業者に対しまして、約1400万円の助成を行ったところでございます。

また、公衆浴場の活性化のための取り組みに対する支援について、京都府におきましては、親と子が一緒に銭湯を経験していただく、「子どもおふろまつり」などの、京都府公衆浴場業環境衛生同業組合の行う事業に対し、補助を行っているところであり、また、市町村におきましても、公衆浴場を利用した高齢者や児童の無料入浴事業等への補助など、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな事業が実施されているところでございます。今後とも、既存事業、施策を活用しまして、公衆浴場業の振興に努めてまいりたいと考えている。

**【高橋昭三】**

利子の問題で答弁をされたが、国金の金利は2%で、しかも、特利でそれが1%台に

下げられているが、京都府は何%以上の利息について利子補給をするよう決めておられるのか、具体的に答えてほしい。

公衆浴場については先ほども申したように、全国で47都道府県の内、35の都道府県が設備改善に対する補助を行っている訳で、京都も他府県に負けずに、補助を行わないと、廃業がどんどん増えて行くことになる。答弁を求める。

**【保健福祉部長】** 京都府の利子補給は、現在2.3%を超える利子につきまして、補給をさせてもらっている。

この事業は、先ほども申しましたとおり、借入れ金利の変動によりまして公衆浴場の事業者の負担が過大になることなく、常に借入れ利率が一定以下になるように補償し、計画的で安定した施設の改善整備を支援するために実施しているものでございまして、今後とも現行制度、現行施策を活用して振興を図ってまいりたいと思います。

## 西高瀬川の清流復活と、汚水・悪臭問題の解決を一日も早く

### 【高橋昭三】

次に長年の懸案であります西高瀬川問題について質問します。

ご承知の様に嵐山渡月橋付近から始まっている西高瀬川は幕末動乱の時、二条城への物資輸送のため開削が始まったのですが、その後、木材輸送が中心となり、流域には関連産業も大いに発展しました。しかし、鉄道やトラックなど陸上運送に取って代わられました。

そして昭和10年の大水害を契機に京都の河川の大改修が進められる中で、西高瀬川は今の天神川で東西に分断され、かつては魚が住み、子どもがその魚を取って遊んでいた川は姿を消し、天神川以東は水源のない川となり、流域に住む人々との交わりや季節の変化も見られない川として、人とのつながりが断たれてしまいました。それどころか旧市街地の下水道は合流式のため、一雨降れば汚水、雑排水が九ヶ所の水はけ口からどっと吐き出され、雨が止むと西高瀬川の水位は急速に低下、元のあるかないかの川に戻ります。後に残るのは汚物と猛烈な悪臭です。

従って沿岸住民の願いは、くらしの中を流れるせせらぎの復活と、汚物・臭気の水はけ口から吐き出されることを防いでほしいと言うことです。天神川で分断されていた西高瀬川を、有栖川の解決策のようにサイフォン式と、上下差を考えてポンプアップする案が検討委員会でまとめられたと報道されました。今回の答申案と同じ内容も含め、本会議、或いは、委員会で私は、何回となく提案し、質問してきましたが、水源のない川なので総合的に検討していますと先延ばしされました。今、漸く清流復活の第一の目途がついたと言えます。

しかし、9つの水はけ口から吐き出される汚物とそれに伴う臭気の問題は、依然解決されていません。9つの内、吉祥院処理場の下水管からの吐き出し口は5つ、鳥羽下水処理場への下水管からの吐き出し口は4つとのことでした。この内、下水貯留管が完成すれば8割方、水はけ口からの汚水の吐き出しは解決するとの説明でした。平成6年度、吉祥院幹線の貯留管が西大路通を中心に完成、供用が開始されました。雨の時、下水を一時この吉祥院幹線に管内貯留し、水はけ口から西高瀬川に越流している汚水を防止するか、減量すると言うのですが流域の人々の意見では、今に至るも五つの水はけ口からの汚水・汚物の吐きだしは、以前と変わらず、臭気もたまらんと言うのです。市は、吉祥院幹線、貯留管工事費に、88億円も使いながら、汚水・汚物は依然として、府が管理する河川に吐き出しているのですから、府民もたまったものではありません。

その上、鳥羽下水処理場へ行く四つの水はけ口から吐き出される汚水・汚物はそのままです。府市協力して、清流の一日も早い復活の実現と汚水・汚物、悪臭問題の解決を強く求めます。お答え下さい。

**【土木建築部長】** 現在、川沿いの地形状況を踏まえたゾーニングや、沿線の公園等との一体感に配慮した河道の整備について検討を進めております。さらに、水源確保のため、導水施設の検討を進めているところであります。今後、学識経験者等による検討委員会を設置して整備計画を取りまとめていきたいと考えており、代表的な拠点個所につきましては府民参加のワークショップを開催し、整備内容の検討を行うこととしている。引き続き、早期事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、この地域の下水道は合流式下水道であり、京都市において河川に排出される下水道を軽減するため、吉祥院幹線の増強が行われ、一定の改善がなされたところでありますが、西高瀬川の清流復活との関連もある事から、下水道の管理者である京都市に、さらに改善されるよう調整してまいりたいと考えております。

## 2 信金問題

**借り換え可能にする、特別保証制度（7号認定）について周知徹底し、まじめに返済続ける利用者から、一人の犠牲者も出さな**

**【高橋昭三】**

最後に、2信金事業譲渡問題についてご質問します。

1月5日に行われた代表質問で、我党を代表して高橋進議員は、2信金が中小企業信用保険法における破たん金融機関、いわゆる「7号適用」がされ、保証枠も拡大されました。2信金からの融資の借り換えへの利用の道が開かれたことに関連し、「この事実が周知徹底されていないのではないか」との質問いたしました。これに対し知事は、「直ちに認定事務にあたる市町村や中小企業団体に周知・徹底した。悪印象を与える宣伝はするな」と、答弁されました。

しかし、11月30日に開かれた、京都市議会普通決算特別委員会で京都市の商工部長は、「RCC送りの債権は保証しがたい」、「RCCに送られるようなものは不良債権だから、保証は困難」などと、この措置の活用そのものを否定するような答弁しています。京都府は、この7号認定の活用について、当然、京都市や京都信用保証協会と協議されたことと思いますが、その京都市ですらこういう認識であります。

中小企業金融安定化特別保証制度の規定では、「破産状態にある企業などを除き、原則保証」することになっています。また、我党の西山とき子参議院議員の、11月27日の参議院経済産業委員会での質問に対し、中小企業庁長官は、「保証協会においては、RCCに譲渡されたことをもって、融資や保証を断るのではない」と答弁しています。このように、2信金から中信への事業譲渡を拒否され、整理回収機構への譲渡が予定されている業者、譲渡に同意した業者であっても、同制度の利用の道は当然開かれているのであります。

まじめに返済を続けながら、RCCに送られようとしている業者も数多くあります。そのような業者を一人も困らせないと姿勢で、あらゆる可能性を追求すべきです。そのためにも、特別保証制度については、RCCに送られる業者、同意書に判を押した業者についても活用が道が開かれていることを、府として、改めて、市町村、保証協会、金融機関に、周知徹底すべきではありませんか。お答え下さい。

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

**【商工部長】** 今回の保証制度の改正につきましては、本議会において知事からお答えしていますとおり、さる11月10日、国から通知がありましたので、直ちに市町村に周知するとともに、商工会議所や中小企業団体中央会等に対しましても説明を行ったところであります。また、京都府のホームページに掲載するとともに、関係団体や金融機関に対しまして、再度周知徹底をはかることをしています。

また、ご指摘の保証制度の通知についてであります。政令指定都市であります京都市につきましては、国から直接京都市に対し通知が行われていると承知しています。

● 他会派の行った一般質問と答弁の概要をご紹介します。

**高屋 直志（自民党、北桑田郡・船井郡） 2000年12月7日**

**1 道路問題について**

【高屋】 北桑田・船井郡は、山の稜線を町界としているため、地勢的条件が市町村合併の大きな障害となっている。そこで、次の諸点について知事の所見を伺う。

国道162号の「栗尾峠・九鬼ヶ坂峠」について、トンネル化を含む抜本改修に向け、道路企画調査費が計上されている。来年度以降の取組方針はどうか。【知事】 改修への技術的な検討中。順次整備にむけ検討する。

【高屋】 国道477号の亀岡市旭町～八木町神吉間のバイパス整備にむけ、路線候補地周辺の地質調査等が進められている。進捗状況、見通しは。【知事】 新たなルートを選定にむけ必要な調査を継続する。

【高屋】 国道477号の京北町馬ヶ背バイパス整備の進捗状況は。また、園部町殿谷峠から国道372号の接点に至るまでの間の進捗状況、見通しは。【知事】 馬ヶ背バイパスは来年度供用にむけ、また殿谷バイパスについても事業促進に努める。

【高屋】 現在調査中の府道八木東インター線の仮称「第二大堰大橋架橋」について、今後の整備促進の見通しは。【土木建築部長】 隣接区間の事業進捗を踏まえ、今後、事業化の時期につき検討する。

【高屋】 美山町の府道と泉・宮脇線下吉岡バイパス整備の進捗状況、見通しは。また、瑞穂町の府道遠方瑞穂線の国道9号接点附近の改修見通しは。【土木建築部長】 下吉岡バイパスについては、約2割の用地を取得した。交差点付近の改良工事については、来年度完成に向け、近く工事着手する。

**桂川改修について**

【高屋】 上桂川の京北町山国～宇津間の改修計画により、護岸工事、橋梁工事が進められているが、今後の見通しは。桂川八木工区の事業に伴う八木町井ノ尻地区集団移転の進捗状況、改修計画の見通しは。

【土木建築部長】 京北町域においては全体計画延長14kmのうち、下流部分や周山などおおむね3分の2の区間で河道整備を完了。現在、川幅の狭い栗尾、鳥井地区で掘削、築堤工事等を進めている。39戸の家屋移転についてはおおむね理解いただき、移転の用地補償を完了し、現在、撤去作業中。集団移転先の造成も完了し、移転にむけての作業中。

**教育問題について**

【高屋】 完全学校週5日制の実施に伴い、国語の奥行き、敬語や話し言葉を学ぶ「豊かな話し方教室」を、市町村教育委員会との連携して実施すべきと考えるかどうか。

【教育長】 大変重要であり、先進的取組みをおこなっている事例を参考に推進する。

【高屋】 第53回日本学校農業クラブ全国大会が、平成14年、京都で開催される。農芸高校、府教育委員会の積極的な取組み、農林水産部・商工部の支援を願うが、支援体制についてどう考えているか。

【教育長】 約5000人の参加を見込んでおり、事務局を府立農芸高校において京都の特色を出すべく計画。JAなど関係団体の協力も得て支援して行く。

**前波健史（自民党、伏見区） 2000、12、7**

## Ⅰ 「対策

**【前波】** 高齢者層のニーズに応える I T 関連の取組みを、積極的に推進すべき。また、「I T 講習」は、本府独自の工夫をすべきではないか。

**【知事】** 恩恵を十分に受けられないことも生じると認識し対策を講じる必要がある。府として、使いやすい工夫をした「人にやさしいまちづくりホームページ」を開設、充実を図っている。スカイセンターで実施している高齢者向けインターネットセミナーなどへ支援をしている。「I T」講習会では、日ごろ I T に触れる機会の少ない成人対象に、今年度、来年度に 10 万人の規模で実施する準備をしている。独自の工夫もし新府総にかかげた、I T の都づくりに取り組む。

### 職員研修の充実

**【前波】** 職員研修に関するは、政策立案能力、想像力を持つ人材育成だけでなく、今後は、政策法務能力や行政評価能力の養成を図り、政策プロセス全般を的確に運営できる能力を養成すべきではないか。

研修効果を高めるため、多角的な研修手法の導入、各職場間の有機的連携と職場全体の活性化、自主研修を支援する職場ぐるみの学習風土づくりが必要だが、今後の取り組み方針はどうか。

「行政経営の視点」で行財政を運営できる職員の養成、職員の資質、才能、可能性を引き出す研修が必要ではないか。

**【知事公室長】** 複雑多様化する府民ニーズを的確に捉え、時代の変革に対応した政策を主体的に企画、立案、遂行し、評価できる能力が求められており、そのため、政策形成能力や行政環境の変化に対応できる能力を高める研修の充実はかるとともに、民間企業職員との交流を通じ、多様な発想とコスト意識の養成に取り組んでいる。

日常の業務を通じて行う職場研修を計画的効果的に行うため、マニュアルを作成し個々の職員の能力向上と合わせ、職員が生き生きと働く組織風土醸成をはかるとともに、自発的な研鑽意欲を高めるため、自主研究グループへの支援や内容、程度を職員が自由に選択できる通信教育を行うなどの工夫をしている。

今年度からは、若手職員が、民間の人と府政の将来を展望した政策問題について、その実現も視野において議論研究する「ヤングブレインネットワーク 21」を実施している。

今後厳しい行財政環境の中で府民の期待にこたえるには、最小のコストで、最大限の効果を得られる様、職員一人一人が、時代の変化に的確に対応できる能力を備え、経営感覚を持って施策の推進にあたることが不可欠。研修のあり方については、常に点検、見直しを行い、自己啓発を更に促進するとともに、職場研修、研修所での研修を連携させることにより高価が高まる様にした。

## 酒井国生（自民党・亀岡市）2000、12、8

### 農業問題について

**【酒井】**「アクト 21 ビジョン」の評価、「新しい農林水産振興構想」の策定目途も含め、今後の農政の重点課題。

**【農林水産部長】** 全国に先駆けた府独自の担い手認定制度の推進、農作業受託組織の育成、女性や高齢者の能力を生かした幅広い担い手育成対策等を進めながら、地域農業づくりの取り組みを軸に稲作経営の合理化と京野菜の生産振興を市町村や関係団体等とともに推進。特にブランド京野菜は、府内各地に多くの産地が生まれ京都の農業全体を元気づけた。野菜全体の粗生産額が平成元年から 10 年間で 20%以上伸び、約 50 億円増加。消費者ニーズの高い、安全安心な農産物の供給、情操教育、健康づくりに果た

す農林水産業の役割を重視し、消費者と生産者、都市と農村の関係を促進し府民ぐるみで支えていくことも重要。「新しい農林水産振興構想」は農産漁村地域を総合的に振興する観点も含めて、学識経験者の助言を得ながら鋭意検討を重ねているところ。できるだけ早い時期に中間案を示し、関係団体の幅広い意見を伺っていく。

### 健康・体力づくりについて

**【酒井】** 平成13年秋に開催する「健康・体力づくり運動推進全国大会」に関し ① 準備状況 ② 地元亀岡市で開催されることを熱望しているが開催会場、開催時期の見通し ③ 夢のある大会に。

**【知事】** 府民総体の趣旨に沿ったもので、府民総体の総合開会式を実施していただいている亀岡市をメイン会場とするのがふさわしいと考える。会期は10月を前提にしている。府民の連帯感の醸成や健康づくりをはかることが出来る大会に。

**3) 地元問題** ① 京都縦貫自動車道京都丹波道路に接続する京都第二外環状道路及び丹波綾部道路の整備促進。新保津橋の一日も早い完成(要望) ② 府道郷ノ口余部線のバイパス事業の進捗と今後の見通し ③ 府道亀岡園部線保津バイパスの延伸部に、国営ほ場整備が予定されているが、ほ場整備と併せて進めよ ④ 府道亀岡園部線保津バイパスの保津以南の延伸工事の早期着工(要望) ⑤ 国営農地再編整備事業亀岡地区の事業推進を(要望)。

**【土木建築部長】** 府道郷ノ口余部線のバイパスは都市計画道路宇津根線として、道路事業と街路事業により整備を進め、約6割の用地を取得。平成10年度から一部工事に着手。府道亀岡園部線保津バイパスの北側への延伸は、未改良区間の1.9キロメートルを国営ほ場整備と併せて整備し、本年度測量を実施。改良計画を作成している

## 北岡 千はる(民主・府連、左京区) 2000年12月8日

### 男女共同参画社会について

**【北岡】** 新しい女性行動計画」を策定するための「提言」が取りまとめの最終段階と聞かすが、次の諸点について伺いたい。

① 女性政策推進専門家会議の審議状況はどうか。また、施策の基本目標、重点課題等について、その基本的な考え方はどうか。**【府民労働部長】** 女性の参加、介護の保障、DV根絶、IT社会における男女間の情報活用能力の格差是正など施策の方向しめす。

**【北岡】** 職場や地域社会等、社会のあらゆる場面で男女共同参画を実現することが、「最終の目標」と考えるが、今回の「新しい女性行動計画」では、どのような方針で取り組みを推進されるか。**【府民労働部長】** 意識啓発など取り組みを進める。

### 広報活動について

**【北岡】** 本府のホームページ「おこしやす京都」の掲載内容はどうか。どれくらいの室・課が「おこしやす京都」を活用して情報発信しているか。掲載内容を一層充実すべきだがどうか。**【知事】** 新府総の理念からも重要。44の所属から70項目、ページ数で5177。府民から毎月50万件のアクセス。新府総の数値目標の達成状況や事務事業評価結果の掲載など、説明責任をはたしてゆく。

**【北岡】** 決算特別委員会書面審査で、「携帯電話を活用した、新たな取組みを近く始めたい」と答弁されたが、取組状況はどうか。**【知事】** 既にiモードで行なっており、来週の月曜からNTTドコモのサイトに府民たよりの「お知らせコーナー」をつくる。

**【北岡】** 広報活動についても、京都市との府市協調による取組みが可能と考えるが、どうか。**【知事】** 地下鉄の協力で、沿線の催しもの情報を提供している。

### 「心の教育」について

**【北岡】** 「心の教育・生きる力」は、就学前教育においても重要と考えるが、次の点で所見を伺いたい。イ) 小学校との連携を強化すべきと考えるかどうか。「総合的な学習の

時間)を充実させるためにも、幼稚園と小学校の教員が交流を深め、相互のカリキュラムや評価を理解し合うことが重要と考えるが、どうか。ロ) 小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を図ることも重要な課題と考えるかどうか。【教育長】 幼児期の就学前教育は重要との認識のもと、授業公開、合同研究会など通じ理解を深めあうことが重要。「こころ生き生き体験」活動や高校生の保育体験活動など促進する。

【北岡】 「第20回近畿高等学校総合文化祭」の特長について、どうか。【教育長】 高校生のエネルギーを実感し、生きる力の育成に意義があった。

【北岡】 いじめや不登校等の背景の一つとして、幼児期の状況や生活環境等を知ることが重要と考える。就学前教育機関と中学校・高等学校との交流を図るべきと考えるかどうか。

#### 迷惑行為について

【北岡】 ストーカー行為や痴漢行為等、いわゆる迷惑行為に対する取組みの推進を。(要望)

### 梅原勲(自民党、綾部市)

#### 今後の府政運営の基本方針

【梅原】 20世紀を締めくくる知事の感慨はどうか。蜷川知事時代に比較して、荒巻知事の業績や行政事業の進捗率が議会で話題になると、「20年以上やっているのだから、誰がやっても進むのは当然」と、共産党から野次が聞こえる。先月の決算特別委員会の時も。しかし違う。この20年に京都府はどう伸びたかを、全国平均の数字と比較しながら客観的に見たい。JR線電化率は、全国で昭和52年度末の37.3%から平成9年度54.7%へと17.4%上昇した。京都府は6.9%から80%へと73.1%も上昇し、平成11年度末には90.5%に達している。下水道普及率は、全国では昭和52年度末の26%から平成11年度は60%へ。京都府では同時期に32%から79%へ47%上昇している。早い時期に整備がすすんでいた京都市分を除くと、全国が26%だった昭和52年度末当時、京都市を除く京都府計は5%だった。それが平成11年度末には11倍の55%になり、全国平均に近づいている。公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の水洗化を促進し、下水道普及率の100%達成を要望する。補助整備率では、全国が昭和52年度末の24.7%から平成10年度末には57.3%へ、京都府では同時期に7.3%から54.9%へ上昇し、全国平均へあと一歩。高速道路の延長距離では、全国で昭和52年度末から平成11年度末までに3.3倍。京都府は20.1kmから130kmへ6.5倍に伸びている。道路は、財政にゆとりがある時もない時も苦心と工夫をして整備をすすめてきたもの。かつて隣接県との格差が言われてきた道路だが今は遜色ない。あれほど立遅れていた社会基盤を全国平均並み、また上回る水準に引きあげて新世紀を迎えた知事の21世紀の決意はどうか。

【知事】 20世紀の中でも太平洋戦争と敗戦が最も大きなインパクトだった。戦後の食料不足。進駐軍から受けたアメリカ文化の豊かさ。新憲法制定から封建主義の否定、民主主義、自由主義の謳歌。昭和30年の経済白書「もはや戦後は終わった」から、脅威的経済成長へ。国民全体が中流意識をもつ。その後のことは一昨日、菅谷議員の質問にこたえた。歴代知事を先頭に、医療・福祉、社会資本の充実、海外の友好提携がすすんできた。ただ一時期閉ざされた時代もあっただけに、府政の円滑な推進や関西学研都市の建設や、高速広域交通網の整備など国や他府県と共同して取組む広域的行政が必要であること、市町村と強調して行なう事業などの重要性を教えられ、2度と閉鎖的な行政を行なう時代を迎えてはならないと決意している。また行政のアカウントビリティなど明るく開かれた運営が重要と認識している。21世紀は心の世紀ともいわれ、日本人の心のふるさとといわれる京都が担っていく役割はますます重要。次の100年にむけ、

京都の先人たちの築いたものの上に、新たな創造を加え、わが国はもとより国際社会において貢献できるよう懸命の努力を重ねてなければならない。

## 行財政改革

**【梅原】**「財政健全化指針」の策定から1年が経過したが、成果と今後の方針はなにか。財政危機の下、三役、議員の給与カット、一般職員の給与延伸が成果をあげているが、更なる給与削減策の方針はどうか。

**【知事公室長】**「財政健全化指針」に基づき、昨年来、地方財政基盤の強化、徹底した内部改革に取組み、臨時・緊急措置もふくめ、現時点で概ね6割程度、約400億円の達成状況にある。

中でも総人件費の削減は、組織の見直しとあわせ5年間で1300人の定数削減をめざし、計画前倒しもふくめ、着実に成果をあげている。知事と三役の給与減額とともに、期末、勤勉手当の支給引き下げにより、年間給与が2年連続で減少。臨時、緊急措置として昇給延伸措置や管理職手当の削減を実施している。さらに旅費制度見直しや早期退職の取組み、外郭団体の給与制度見直しなど、総人件費の削減につとめている。今後必要な対策を講じ、一日も早い健全化をめざしたい。

## 日本共産党京都府会議員団 12月府議会報告会

と き 12月19日(火) 午後6時30分開会

ところ 社会福社会館 第3会議室

堀川丸太町下ル西 二条城北側

主 催 日本共産党京都府会議員団 (TEL075-414-5566)

お気軽にお越しください。

会館には駐車場はありません。お車の場合は周辺の駐車場をご利用ください。

